

## 申込条件／申請前に住宅管理係へご確認ください

- ・住宅に困窮している方
- ・同居または同居予定の親族(婚約者含む)のある方  
※1人以上世帯向けに単身で申し込む場合、60歳未満の方は申込みできません(身体障がい者、生活保護世帯などを除く)。
- ・年間総収入額が下記の収入基準以下の世帯

【収入基準：給与所得者が1人のときの年間総収入額】

家族数	同居親族	年間総収入額	摘要
1人	0人	2,967,999円以下	年金や事業所得者、身体障がい者、所得のある方が2人以上、未就学児童がいる世帯などは基準が異なります。
2人	1人	3,511,999円以下	
3人	2人	3,995,999円以下	
4人	3人	4,471,999円以下	

- ・市税を滞納していない世帯
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- ・緊急時における連絡先が必要となります

	住所	建築年	間取り	階	住宅使用料	入居要件等	EV
1	大曲2丁目5番	H 4年	1LDK/46.9	3	14,100円～27,700円	1人以上世帯 高齢者	○
2	駒場南8丁目11番	H 7年	2DK/56.1	1	18,100円～35,600円	1人以上世帯	
3	つくしヶ丘6丁目11番	H11年	2DK/60.1	2	19,400円～38,100円	1人以上世帯	
4	大曲2丁目5番	H 9年	2LDK/68.1	2	21,300円～41,900円	2人以上世帯	
5	つくしヶ丘6丁目9番	H 8年	2LDK/67.4	3	21,400円～42,100円	2人以上世帯	
6	駒場北2丁目1番	S62年	3LDK/78.4	3	22,400円～44,100円	3人以上世帯	

- ・風呂についてはガス・電気会社とのリース契約となり、リース料の支払いが必要となります。
- ・「EV」はエレベーターです。○がついているところには設置されています。

## 申込方法

受付期間：令和4年2月1日(火)～2月7日(月) ※2/7必着

郵送先：〒093-8555 網走市南6条東4丁目 網走市建設港湾部建築課住宅管理係

- 提出書類：①網走市営住宅入居申込書(網走市公式サイトからダウンロードできます)  
②収入を証明できるもの(最新の源泉徴収票、年金・恩給等振込通知書など)  
③市外在住者は住民票の写  
(障がいのある方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写)  
※ 入居要件に該当する住宅を1カ所選んで、お申し込みください。  
※ 必要事項を記入・押印の上、郵送してください。  
※ 抽選結果の連絡先となる「電話番号」を必ずご記入ください。

抽選日時：令和4年2月8日(火) 午後1時30分

新型コロナウイルス感染症対策により、申込者の招集は行いません。

抽選結果連絡は、原則、電話にて行います。

入居指定日：令和4年3月1日(火)

## 随時募集住宅(先着優先)

12月24日現在、17件あります。詳細は住宅管理係までお問い合わせください。

## 次回受付期間

令和4年5月上旬を予定しています。

## 入居時注意事項

- ・敷金(家賃2ヶ月分)の納入が必要です。
- ・照明・暖房器具、灯油タンク、網戸、浴槽・風呂釜・給湯設備など、入居者負担の設備があります。
- ・駐車場の使用には別途、申請が必要です。  
※1区画につき月額1,570円を徴収します。
- ・ペットの飼育はできません。一時預かりも「不可」です。
- ・夫婦の別居など、世帯を故意かつ不自然に分割・合併する世帯は入居できません。

その他個別の注意事項については、  
受付時にお伝えします。

# 市営住宅入居者募集

問い合わせ／建築課住宅管理係(内線293・313)

# 高額療養費「外来年間合算」について

平成29年8月と平成30年8月に、70歳以上の高額療養費の制度が見直されました。

それに伴い、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないように、自己負担限度額の年間上限を超えた場合は、超えた額が「外来年間合算」として支給されます。

なお、支給を受けるためには市役所への申請が必要です。

70歳以上で高額療養費区分が「一般」および「低所得」の方の外来診療自己負担額

－

年間上限額  
【144,000円】

=

年間上限額を超えた金額を  
外来年間合算として支給

※毎月の高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分としてすでに支給された額を差し引いて計算します。

- 後期高齢者医療に加入しており支給の対象となる被保険者の方には、お知らせを2月下旬に発送する予定です。網走市国民健康保険に加入している方は、1月中にお送りしております。お知らせが届きましたら、医療保険係の窓口申請してください。

# 高額医療・高額介護合算療養費制度について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が基準額を超えた場合は、超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。なお、支給を受けるには市役所への申請が必要となります。

医療費の自己負担

介護サービス費の自己負担

「高額医療・高額介護合算療養費」

医療費と介護サービス費の自己負担額を合算し、基準額を超えた分が支払われます。

後期高齢者医療保険または網走市国民健康保険に加入しており、支給の対象となる被保険者の方には、お知らせを3月末頃に発送する予定です。お知らせが届きましたら、医療保険係の窓口申請してください。

## < 共通事項 >

令和2年8月から令和3年7月末までの間に、下記のいずれかにあてはまる方は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

- ① 市町村を超える転居をした方
- ② 他の医療保険から後期高齢者医療保険または網走市国民健康保険に移られた方
- ③ 後期高齢者医療保険または網走市国民健康保険の資格を喪失された方

支給要件を参考に確認し、具体的な手続きや不明な点については、医療保険係窓口までご相談ください。

## 【問い合わせ】

後期高齢者医療保険に関すること	北海道後期高齢者医療広域連合	電話 011-290-5601
	網走市役所戸籍保険課医療保険係	電話 44-6111 (内線232)
国民健康保険に関すること	網走市役所戸籍保険課医療保険係	電話 44-6111 (内線259)
介護保険に関すること	網走市役所介護福祉課介護保険係	電話 44-6111 (内線391)

※後期高齢者医療保険・網走市国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、現在加入している医療保険者（全国健康保険協会・健保組合・共済組合など）へお問い合わせください。